

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 2 4 年 1 2 月 3 日提出

高山市長 國 島 芳 明

記

No.	項 目	内 容	
1	発見時期・場所	平成 2 3 年 2 月 7 日 高山市国府町広瀬町 1 2 8 0 番地 1（旧国府支所敷地内）	
	事故の概要	除雪により集積した雪の重みで破損した屋外灯油配管からの灯油漏れ事故	
	相手方	[Redacted]	
	被害の状況	井戸水の灯油汚染	
	被害総額・市の過失割合	6 9 3, 2 8 6 円・1 0 0 分の 1 0 0	
	賠償金	6 9 3, 2 8 6 円	
	内 保 険 金	6 9 3, 2 8 6 円	
	訳 一 般 財 源	0 円	
専決年月日	平成 2 4 年 1 1 月 6 日 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項		
2	発生時期・場所	平成 2 4 年 5 月 2 7 日 午前 7 時 3 0 分頃 高山市久々野町無数河 8 1 8 番地 1 先（市道橋場 2 2 号線）	
	事故の概要	市道走行中の公用車と久々野体育館駐車場から市道に出ようとした車両との接触事故	
	相手方	[Redacted]	
	事故の種類	人 身	物 損（右フロントドライブシャフト等）
	被害総額・市の過失割合	—	4 1 0, 5 0 0 円・1 0 0 分の 5 0
	賠償金	—	2 0 5, 2 5 0 円
	内 保 険 金	—	2 0 5, 2 5 0 円
	訳 一 般 財 源	—	0 円
専決年月日	平成 2 4 年 1 0 月 9 日 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項		

No.	項目	内容		
3	発生時期・場所	平成24年8月31日 午後2時頃 高山市国府町三川1202番地5 (介護老人保健施設香蘭荘駐車場内)		
	事故の概要	消防ポンプ自動車と駐車中の車両との接触事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損 (左フロントドア等)	
	被害総額・市の過失割合	—	113,681円・100分の100	
	賠償金	—	113,681円	
	内訳	保険金	—	113,681円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成24年10月17日 地方自治法第180条第1項			